

履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>一般財団法人 大阪府地域福祉 推進財団</p>	<p>一般財団法人大阪府地域福祉推進財団は、大阪府立大型児童館ビッグ・バンの指定管理業務の事業として、冒険遊び場「ちょっとバン」の運営を委託しているが、業務委託契約書に必要な仕様書が作成されておらず、また、契約書に定める精算報告、完了届、委託業務の成果物の提出を受けていなかった。そのため、当該業務に係る検査が実施されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="454 751 1255 930"> <thead> <tr> <th>契約名</th> <th>契約期間</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「ちょっとバン」 運営業務委託契約</td> <td>平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで</td> <td>2,767,780円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名	契約期間	契約金額	「ちょっとバン」 運営業務委託契約	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	2,767,780円	<p>契約の履行確認や検査のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【業務委託契約書】</p> <p>(委託業務の報告)</p> <p>第6条 乙は委託業務が完了した時は、精算報告、完了届及び仕様書による委託業務の成果物を甲に提出し、その検査を受けなければならない。</p> <p>2 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指示に従い補正その他必要な処置を講じ、さらに検査を受けなければならない。</p> <p>3 乙は、検査の合格通知を受けたときは、遅滞なく委託業務の成果物を甲に引き渡すものとする。</p> </div>	<p>平成29年度業務委託契約においては、仕様書、事業計画書など、契約に必要な書類はもれなく作成している。</p> <p>また、平成28年度の委託業務に係る検査は、事業者から提出のあった完了報告書、事業報告書及び決算報告書に基づき適正に実施した。</p>
契約名	契約期間	契約金額							
「ちょっとバン」 運営業務委託契約	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	2,767,780円							

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年11月21日、事務局：平成28年10月19日及び同月20日）